

日高川町ふるさと応援寄附金返礼品募集要領

令和5年7月1日

(趣旨)

第1条 この要領は、日高川町ふるさと応援寄附金制度（以下「ふるさと納税」という。）を契機に、町内事業者の活性化等に資することを目的として、本町に寄附を行った者（以下「寄附者」という。）に贈呈する返礼品及び返礼品を取り扱う事業者の募集及び選定に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 返礼品 平成31年総務省告示第179号（以下「総務省告示」という。）第5条に規定する地場産品基準に適合する物品及び役務をいう。
- (2) 共通返礼品 総務省告示第5条第8号に規定する返礼品をいう。
- (3) 事業者 法人その他の団体及び事業を営む個人をいう。
- (4) 町内事業者 本町に営業所又は事業所を有する事業者をいう。
- (5) 町外事業者 本町に営業所又は事業所を有しない事業者をいう。
- (6) 返礼品取扱事業者 ふるさと納税の返礼品を取り扱う事業者をいう。
- (7) 返礼品生産者 自ら返礼品たる物品を生産、製造若しくは加工し、又は返礼品たる役務を提供する事業者をいう。ただし、返礼品を取り扱う農業協同組合、農業協同組合連合会、農事組合法人、漁業協同組合、漁業生産組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会、共済水産業協同組合連合会、中小企業等協同組合、中小企業団体中央会、森林組合、生産森林組合及び森林組合連合会については、自ら物品を生産、製造若しくは加工し、又は役務を提供しない者であっても、返礼品生産者とみなす。

(返礼品取扱事業者の要件)

第3条 返礼品取扱事業者は、次の各号のいずれにも該当しない者とする。

- (1) 町税等の未納がある者
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てがなされている者で、更生手続の開始が決定されていないもの
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされている者で、再生手続の開始が決定されていないもの
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者
- (5) F A X、インターネット等の受発注体制が整備されていない、又は本町との連絡が電話で取れない者

(返礼品取扱事業者の登録等)

第4条 返礼品取扱事業者としての登録を受けようとする者（次項において「申請者」という。）は、返礼品取扱事業者登録申請書（様式第1号）に誓約書（様式第2号）を添えて町長に申請しなければならない。

2 町長は、申請者から前項の申請書を受理した場合は、書類の審査及び必要な調査を行い、返礼品取扱事業者登録（承認・不承認）通知書（様式第3号）により、当該申請者に通知するものとする。

3 返礼品取扱事業者は、当該承認を受けた申請内容について変更又は辞退をしようとするときは返礼品取扱事業者登録（変更・辞退）申請書（様式第4号）を町長に提出し、その承認を受けなければならない。なお、登録期間内に受けた寄附申出に対する返礼品の調達、発送及びその他寄附者への対応は、返礼品取扱事業者登録の変更・辞退後であっても責任をもって行うものとする。

4 町長は、返礼品取扱事業者から前項の申請書を受理した場合は、書類の審査及び必要な調査を行い、返礼品取扱事業者登録（変更・辞退）決定通知書（様式第5号）により、当該返礼品取扱事業者に通知するものとする。

（返礼品の要件）

第5条 返礼品は、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- （1）法令等に違反し、又は抵触するおそれがあるもの
- （2）公序良俗に反し、又は反するおそれがあるもの
- （3）業として生産、製造若しくは加工されておらず、又は提供されていないもの
- （4）ふるさと納税の返礼品とすることについて、あらかじめ返礼品生産者の同意を得ていないもの
- （5）市場相場に比べて著しく高額なもの
- （6）その他町長が適当でないとするもの

（承認の取消し）

第6条 町長は、返礼品取扱事業者が次のいずれかに該当すると認める場合は、返礼品取扱事業者登録又は返礼品登録を取り消すことができる。この場合において、登録を取り消された返礼品取扱事業者に損害が生じても、町はその責任を負わない。

- （1）取り扱う返礼品が本要領の規定に違反したとき。
- （2）申請内容等に虚偽又は不正があったとき。
- （3）町又は寄附者に対して、損害を及ぼす行為があったとき。
- （4）町の信用を失墜させる不誠実な対応があったとき。
- （5）その他町長が不適切であると認めたとき。

2 町長は、前項の規定により返礼品取扱事業者登録又は返礼品登録を取り消したときは、登録取消通知書（返礼品取扱事業者・返礼品）（様式第6号）により返礼品取扱事業者に通知するものとする。なお、登録期間内に受けた寄附申出に対する返礼品の調達、発送及びその他寄附者への対応は、返礼品取扱事業者又は返礼品登録の取消し後であっても責任をもって行うものとする。

（その他）

第7条 要領に定めのない事項については、町長が別に定める。

附 則

この要領は、令和5年7月1日から施行する。